



Title	返還後の香港に生じる法的諸問題とその原因
Author(s)	吉川, 智
Citation	国際公共政策研究. 1999, 4(1), p. 85-100
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4307
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

返還後の香港に生じる法的諸問題とその原因

The Legal Issues and Causes in Hong Kong after the 1997 Handover

吉川 智*

Satoshi YOSHIKAWA*

Abstract

Two years ago, Hong Kong was returned to China from United Kingdom. Since then, a lot of legal, political, economic and social problems occurred in Hong Kong. For example, we can find issues about the right of abode for Chinese children, the interpretation of Basic Law, the separation of powers, the judicial independence and laissez-faire in business aspect and so on.

This paper is a comparative study of perception gap between the people who recognize the value of English Common Law and the people who assert the traditional Neo-Confucianism in Asia.

キーワード：香港、英国コモンロー、法の支配、新儒教思想、アジア的価値観

Keywords: Hong Kong, English Common Law, Rule of Law, Neo-Confucianism, Asian Values

* 国士舘大学 教授

1 返還後の香港における法の混在

香港が英国から中国に返還されて2年が経過した。香港の憲法ともいべき香港特別行政区基本法5条は、「社会主義制度ならびに政策は、香港特別行政区では実施されず、かつ現行の資本主義制度ならびに生活様式は、50年間変更されない」と規定している¹⁾。しかしながら、この2年という僅かの中にさえ、当初の予測を越えて実に様々な法的問題が生じてきている²⁾。例えば、①香港人の父親とそうでない母親との間に生まれた子供の香港居住権問題³⁾、②司法の独立問題⁴⁾、③香港特別行政区基本法の解釈権問題⁵⁾、④五星紅旗の損傷と表現の自由問題⁶⁾、⑤選挙制度問題⁷⁾、⑥大臣制導入問題⁸⁾、⑦本来の自由放任主義 (laissez-faire) と

-
- 1) 拙訳「中華人民共和国香港特別行政区基本法（仮訳）」『防衛法研究』第14号所収・年・97頁以下参照。
 - 2) 「香港が現状のまま中国に復帰したら一体どんなことになるのであろうか。＜香港では鄧小平を批判しても問題ないが、国内ではそんなことはできないだろう＞……香港の企業と中国国内の企業が高取引をする場合、中国国内で契約を結べば中国の法律、香港だと香港の法律を適用するという奇妙なことも起こりかねない」というような単純な問題が返還前には想定されていた。戸張東夫「香港特別行政区基本法と＜一国二制度＞」可児弘明編『香港および香港問題の研究』所収・東方書店・1991年・40頁参照。しかしながら、返還後の現実問題はさらに複雑でデリケートであり、解決はそう容易ではない。
 - 3) 香港人の父親とそうでない母親との間に生まれた子供の香港居住権問題は、香港返還直後からの問題であった。譚惠珠 (Maria Tam Wai-chu: 全人大香港特別行政区基本法委員会委員で、基本法の解釈ではトップの地位にあり、香港返還に当たり各委員を歴任) は、「香港に入境を希望する大陸の配偶者の数の多さから、当初よりこの問題 (筆者注: 子供の香港居住権問題) は認識されてきた。もちろん、これらの子供も入境を待ち望んで来た。彼らの居住権は、中英共同宣言中に明示されていて、基本法起草委員会は基本法24条として知られる条項に拘束された。だが、中国のその他の地域出身の人々による特別行政区への入境は、『現在の慣行』により規制されるべきであることも共同宣言は明示している」と発言した。HONG KONG STANDARD, FRIDAY 18 JULY 1997. ところで、1999年1月29日、香港最高裁判所は、香港住民を親に持つ中国本土生まれの子供に対し、広く香港居住権を認めた。これに対し中国当局は、基本法の解釈権の所在の確認を求め、一国両制への挑戦として批判した。3月6日、董建華行政長官が江沢民国家主席と北京で会い、「中央と香港の間には意見の相違はない」ことで、両者の法的解釈よりも政治的合意でこの問題の解決が図られた。ところが、6月26日、全人大常務委員会は、過日の香港最高裁判決が基本法に違反したとして、24条の解釈をし直し (出産後に親が永住権を取得した子供には資格がない)、事実上判決を変更した。これにより香港に移住資格を有するとされた中国の子女約160万人は20万人に激減するといわれる。現実問題とともに、より重要な問題は、香港最高裁判決を全人大常務委員会が自由に変更できる点である。
 - 4) 子供の香港居住権問題に関連して、香港特別行政区政府 (董建華行政長官) が最高裁判所 (李国能長官) に判決の説明を求めた (1999年2月26日)。最高裁が判決の説明を求められることは異例であり、民主派議員を中心に「法の支配」および「司法の独立」への懸念が表明された。
 - 5) 基本法の解釈権問題については、制定の当初より議論されてきた。それが子供の香港居住権問題に関連して、具体的問題として表面化したものである。基本法の解釈権は、中国全人大常務委員会にあると規定されているが (基本法158条)、1999年1月29日の最高裁判決では、「香港の自治の範囲内では解釈権は香港最高裁にもある」と判示した。「特別行政区の裁判権が基本法に対して解釈を行う必要性を考慮して、ヨーロッパ共同体の法律解釈の方法を参考にして、基本法の解釈権に対して、合理的配分と適切な取り扱いを施している」という説明も一方ではなされるが、いやしくも最終的な解釈権が香港に保障されない限り、この説明では論理的な説得に欠けるといわざるを得ない。また註3で述べたように、6月26日には、本年1月の香港最高裁判決が全人大常務委員会により変更された。香港最高裁の基本法解釈権は、明確に否定されたのである。この解釈権問題は、本質的には「一国両制」の当否に繋がるものである。
 - 6) 1998年1月、中国民主化要求デモの際に、参加者が中国国旗と香港特別行政区区旗を故意に損傷した。この行為は、香港の「国旗および国章条例」「区旗および区章条例」に違反するとして起訴され、一審では有罪判決が出された。しかしながら、二審では (1999年3月)、これら条例そのものが表現の自由を保障した基本法および国際人権規約に違反するとして、無罪判決が出された。
 - 7) 香港の選挙制度について、基本法26条は香港住民の選挙権・被選挙権について保障する。香港住民に対する選挙権・被選挙権の保障は、議会制民主主義を採用する香港の基本的原理である。しかし、返還前に実施された香港立法評議会議員選挙 (95年9月17日・定数60議席) では、地域別直接選挙 (定数20議席) において殆ど香港系民主派が圧

中国政府による市場管理問題⁹⁾および⑧香港ドルの米ドル化問題(ペッグ制問題を含む)¹⁰⁾である。

季衛東は、以下のように現状を説明する。「返還後の香港は、さまざまな法律の坩堝になっている。そこでは、コモンロー体系と大陸法型の中国社会主義法が併存し、権利章典条例と基本法第3章が併存している。基本法は最高規範とされるが、その効力の根拠は、中英共同宣言および中国憲法第31条にある。したがって、基本法の解釈について、全国人民代表大会(筆者注:以下「全人大」と略)常務委員会と香港裁判所との権限関係が微妙になったり、立場上の相違が表れたりする場合には、中英共同宣言が1つの判断基準として持ち出される可能性もないとはいえない。中英共同宣言も、基本法も、香港における国際人権規約の国際法的効力を認めたのであるから、これらの国際法も立法および司法に影響を与えるに違いない。(中略)こうした複数の法が相互作用する場面では、当然ながら法律衝突の問題が避けられない。だから、準拠法を決める規則も必要になる」¹¹⁾と。

香港の現在の法制を一言でいうならば、「すべての法の混在(併存)とその不安定な調和」にあると思われる。香港とは、もともと儒教的な生活基盤の地域に、英国植民地支配に伴うところのコモンローが導入され、またその150年余にわたる英国統治下で香港住民により消化されたもの(一部の法律や諸制度)とそうでないもの(中国的伝統や生活習慣)とが混在する中で、さらに返還に伴う「中国社会主義法」の影響に配慮を示しつつ、かつ「国際人権規約」等の国際条約に対しても勘案しなければならない一領域と見ることができる。かくして憲法問題のみならず経済問題をも含む極めて広範な社会問題が、1997年7月1日以降の香港に生じているということができる。

本稿では、自由放任主義と資本主義および英国法を基に国際的地位を確立してきた香港と、「中国共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の指示・導引、人民の民主独裁の堅持および社会主義路線の堅持」の基にアジアでの最後で最大の市場を確立しようとして

勝した。この選挙結果に対して、中国政府はあからさまな不快感を示し、新華社通信をはじめとして中国要人の多くが、直ちにこの選挙結果の無効と、選挙のやり直しを示唆した。1998年5月24日、返還後、初めての選挙が行われ、地域別直接選挙枠で民主派が過半数(14議席)を取り、また投票率も53.29%と関心の高さを示した(95年選挙は36%)。次期選挙は、2000年に行われる。

- 8) 香港の各省庁の人事については、行政長官がその任免権を有する。一般的には、高級官僚が任命されているが、大臣制度を導入することにより、政治家の任命が行われることになる。政治に対する責任分担が図られることになるが、他方、政党の影響や選挙制度にも関連し、新たな問題を引き起こす可能性のあることも危惧される。
- 9) 香港経済は、伝統的に自由放任主義を採用してきた。しかしながら、返還後の香港市場は、事実上、中国政府が管理している。コスト高などの理由により外資系企業が香港から撤退し、また香港のアジアにおける金融センターとしての地位を、シンガポールが次第に脅かしつつある。
- 10) 7.8香港ドルが1米ドルにほぼ相当する「米ドル連動相場制・ペッグ制」を香港は採用してきた。しかしながら、金融危機の問題が、中国本土のノンバンクである国際信託投資公司(ITIC)等の経営破綻により生じ、中国人民元の交換性の不良と共に、香港ドルの米ドル化(法定通貨を米ドルにすること)が主張されている。中国の金融市場に対する不信が香港にも影響することは当然のこと見られているが、他方、香港に対する中国主権行使の問題とも関わり、問題解決は容易ではない。
- 11) 季衛東「返還後の香港における人権と法」・土屋英雄編『中国の人権と法』所収・明石書店・1998年・336頁参照。

いる中国とを比較検討するものである¹²⁾。とくに香港での諸問題の発生を契機として、異なる2つの体制が合体（返還もしくは回収）したことによる初期の暫定的現象であるのか、それとも本質的に同質化できない永久的現象であるのかについて、法制度等に対する両者の認識の格差を考察する¹³⁾。言い換えるならば、香港で施行される英国法およびその内容が普遍性をもって21世紀にも留まり得るのか、それとも中国社会主義法や伝統的儒教思想等がそれらを駆逐していくのか、その見極めができればと考えるものである。

2 英国法に対する認識の格差

返還前の香港法制度については、一般的にはイングランドやウェールズのそれに由来するといわれてきた。1966年に可決された英国法適用条例 (Application of English Law Ordinance) は、香港領域では英国法が効力を有することを明示していた。とくに同条例3章では、コモンローとエクイティローの原則が香港の諸状況や住民に適用され、諸状況が必要とするような修正をも受け入れる限りにおいて、香港で効力を有すると規定されていた。また基本法8条には「香港で既に効力を有する法律、すなわちコモンロー、エクイティロー、条例、附属立法ならびに慣習法は、本法に抵触する場合および香港特別行政区立法機関が行う改正事項を除き、維持される」と定めている。ここにおいて、返還後の香港では「本法に抵触する場合および香港特別行政区立法機関が行う改正事項を除き」という制限付きながらも、返還前と殆ど変わらず英国法が維持されていることになる¹⁴⁾。したがって、その法ならびに政治制度を確立している基本原理として、権力分立、個人の権利保障、法の支配および司法の独立等をあげることができる¹⁵⁾。

12) 香港の法制度の変遷を考える上で注意しなければならないことは、もともと香港には英国法の考えはなく、英国の香港植民地化と共にこれが導入されたことである。この点を強く指摘する許方中は、1843年にコモンローが香港に導入されたが、そのとき中国人に対するその影響は何ら意図されなかったという。コモンローとは、英国の政策の一般的形態として「地域の諸状況」に従属している中国住民に正義 (justice) をもたらすものと初期の植民地行政は考えた。唯一可能な成果とは、香港の中国住民を新たな植民地秩序に服従させるため、社会的支配の手段としてのコモンローの使用であった、という。許方中の意見では、英国の植民地政策により香港に定着した制度がコモンローに基づく制度であるが、また中国人が伝統的に有してきた価値観 (儒教思想など) と相容れず、定着しなかった制度も一部にはあるという。許方中『普通法制與華人社會—香港例証的研究 (THE COMMON LAW In Chinese Context: HONG KONG BECOMING CHINA)』香港大學出版社・1992年・7-10頁参照。

13) 拙稿「一国兩制の概念とその問題点」『日本法政学会法政論叢』27巻・53頁以下参照。

14) 安田教授は「香港が国際商業都市として存続しようとするかぎり、イギリス型のコモンロー・システムは貴重な遺産であり、中国としてもこの遺産を無視することはできないであろう。しかし、すでにみたように、民主主義に対しては中国はかたくなまでに否定的であり、このコモンロー・システムについても、それが合意する人権保障の面に関しては、否定的といわざるを得ない。コモンローという全体的なシステムを、民主主義という政治上の問題と自由経済という経済上の問題に分離しうるのか、この問題について香港はどのように回答するのか、興味ある課題である」といわれる。安田信之編『香港・1997年・法』アジア経済研究所 (経済協力シリーズ・法律) 1993年・13-14頁参照。

15) 基本法における香港政治制度の重要な原則については、「香港特別行政区は中国の譲渡不可分な地域であるが、行政、立法および司法権を有する高度の自治を享受すること、資本主義制度が50年間変更されずに維持されること、そしてコモンローの適用を含め、香港の現行法制度が継続されることである。政治制度および経済政策に関する規定を

(1) 権力分立 (Separation of Powers)

現代立憲主義の根幹をなすものの1つに、権力分立の採用が挙げられることは、極めて明らかである¹⁶⁾。そこで基本法2条は「全国人民代表大会は、本法の規定に従い、香港特別行政区に高度の自治権 (a high degree of autonomy) を行使すること、ならびに行政管理権・立法権および終審権を含む独立した司法権を授権 (authorize) する」と規定している。この規定により、全人大による「授権」とはいえ、香港には高度の自治権の保障とともに権力分立の採用が明示されていることが分かる。

権力分立について許方中は、次のようにいう。「権力分立は、英国政治制度の特徴として公式に取り入れられてこなかったとしても、この理論が実際にコモンロー理論であり、英国やコモンロー世界およびその他のコモンロー法学者により極めて深く受け入れられてきている。権力分立は、個人の自由に対する何らかの脅威を防御するため、個人や国家機関に対し立法・行政および司法というような権力の1つ以上の集中を禁じるものである。英国では、本来この理論が憲法保障によるというよりもむしろ習律 (conventions) により遵守されてきている」と¹⁷⁾。権力分立とは、「個人の自由に対する何らかの脅威を防御するため」に採用されるものであり、かつてコモンロー諸国の一員であった香港でも重要な基本原理の1つとして確立されてきている¹⁸⁾。ワックスは次のようにいう。「司法権の積極的な表れとは、権力分立の宣言である。単に中国政府と香港特別行政区政府の態様の決定的な違いを構成するという理由からではなく、選挙された立法者や司法機能が立法権や行政権の濫用を監視する場合に、より重要なものと見なされるという理由から、この権力分立は重要である」¹⁹⁾と。またスミスは、権力分立と司法の独立の関係およびこれが導き出す効果を考慮して、次のようにいう。「司法の独立は、憲法の基本原則であり、法の支配により包含される。にもかかわらず、権力分立のより広い概念は、多くの司法的考えを決めるのに重要な役割を演じてきている」²⁰⁾と。権力

検討すれば、現行の制度を保持しようとしている明確な意図があることは明らかになり、中国と香港特別行政区の関係においてまで、イギリスと植民地香港の現在の関係が再生されようとしていることが理解されよう」と説明されている。安田信之編『前掲書』51頁参照。

- 16) パッドフィールドはいう。「政治の三つの機能 (立法・行政および司法) が個々別々の機関により履行されるべきこと、失政を防止するために、いかなる二つの機能も同一者の手に委ねられないことがこの考え方である。例えば、立法する権限が法を執行し解釈する同一者により行われるとすれば、その結果は専制政治 (tyranny) であろう。三機関の分立は、相互に抑制するものとして行為する権限を有する。各機関は、それぞれの構成員により運営されるべきであり、いかなる者も他の二つの権限や機関の構成員になるものではない」と。Colin F. Padfield, BRITISH CONSTITUTION, Heinemann, 1987, pp.11-12.
- 17) 許方中『前掲書』32頁参照。
- 18) Peter Wesley Smith, CONSTITUTIONAL AND ADMINISTRATIVE LAW IN HONG KONG, Longman Asia Limited, 1995, pp.19-21. I. N. Stevens, CONSTITUTIONAL AND ADMINISTRATIVE LAW, Longman Group UK, 1995, pp.21-25.
- 19) Raymond Wacks, The Judicial Function, THE FUTURE OF THE LAW IN HONG KONG, Oxford Univ. Press, 1989, p.145.
- 20) Peter Wesley-Smith, The Method of Protecting Civil Liberties in Hong Kong, Raymond Wacks ed., CIVIL LIBERTIES IN HONG KONG, Oxford Univ. Press, 1988, pp.14-15.

分立という政治形態は、司法の独立、ひいては個人の権利保障確保の点で香港の重要な政治的基本原理である。

ところで、ヤシュ・ガイは、中国当局と香港との関係が返還以前の英国との関係以上により複雑で、しかも当局の香港に対する権限でどの程度で誰に対して行われる権限であるかの分析が必要であると指摘して、以下のようにいう。「権力分立論は、国内諸制度に見られる多くの形態を調整できる。それ故に、興味ある質問は、権力分立があるか否かではなく、諸制度間の均衡と関係 (the balance and the relationship between institutions) である。権力分立は、ときどきその打消し (negation) として、つまり抑制と均衡とみられるものにより補足される。香港には、多少矛盾した規定、つまり立法府の重要な機能が行政府を監督することにある一方で、行政長官は立法府の解散権を有し、しかも立法領域においては、法の制定が行政長官の拒否を伴う立法評議会の同意を要するとしても、法律案提出の基本的責任は行政府にあることである。抑制と均衡は、また香港と中央当局との間にもうち立てられる」と²¹⁾。ヤシュ・ガイの認識では、権力分立に特段の価値を見いださず、むしろ抑制と均衡による調整こそ現実政治の本質を示すというのである。

また中国のいう権力分立論について、葉は次のように説明する。「国家権力の統一的一元的把握のもとに、国家権力の『分立』ではなく、その機能的『区分』、あるいは職能『分業』によって三権の分立が配分される。この配分においては、法治国家の『分立』理論でいわゆる権力の限界づけやその濫用防止が目指されるよりは、むしろこの三権の『区分』あるいは『分業』を国家管理上の合目的制度とする国家権力の一体的一元性原理が根源的に支配する。また、この体制的な収斂点が『共産党の指導』と言う原点に他ならない。ここには、『三権分立』の国家におけるいわゆる『司法権の独立』が存する余地は、全くないと言える。例えば、中国においては、立憲主義型の権力分立制と異質の民主集中制に立脚する『議行合一』(Combination of legislative and executive powers) の原則の下で、人民代表大会制が採用されており、行政権も司法権も、最高国家権力機関の統一的な指導の下で国家機関の間における職能的分業に過ぎないと言ってよい」と²²⁾。現行中国憲法に規定されている立法・行政および司法の諸国家機関の関係は、通常いわれるような権力分立の関係としてとらえることはできず、むしろ権力分立の関係を否定し、権力「合一」の思想の上に成立しているものということができる²³⁾。ヤシュ・ガイや葉の説明を見る限り、権力分立に関する認識が通常理解されているもの(つまり権力の限界づけやその濫用防止)と根本的に異なっているといわざるを得な

21) Yash Ghai, HONG KONG'S NEW CONSTITUTIONAL ORDER-The Resumption of Chinese Sovereignty and the Basic Law, Hong Kong Univ. Press, 1997, pp.235-236.

22) 葉陵「中国の地方保護主義と司法の独立」『熊本法学』83号所収・1995年・74-75頁参照。

23) この「議行合一」については、民主集中制との関連で論じられ、その観念の転換が強調されるが、内容的には特段の差異は感じられない。胡錦光・韓大元『中国憲法の理論と実際』中国法学全集・成文堂・1996年・275-284頁参照。

い。権力分立の維持を図り、これを機構の基本原理の1つに考える香港と、国家の存立理念からこれに最終的な価値を置かない中国とを厳格に比較するとき、基本法上は「50年間は不変」とされているが、両者間に生じる現実の社会問題は起きるべくして起きているということができる。

(2) 個人の権利保障 (Protection of Human Rights)

基本法4条は、「香港特別行政区は、法律に従い、香港特別行政区住民並びに同区のその他の者の権利および自由を保障する」と規定し、同6条では私的財産権の保障を明示している。これらの規定は、基本法の一般的・包括的人権規定と呼ぶべきものである。また3章「住民の基本的権利および義務」(24-42条)において、個々具体的な権利および自由を保障している。その項目としては、香港住民の要件、法の下での平等、選挙権・被選挙権の保障、表現・結社・集会の自由、身体の自由、居住への不可侵、通信の自由・通信の秘密確保、移動・転居・旅行の自由、信仰・布教・宗教活動の自由、職業選択の自由、学問その他文化活動の自由、裁判を受ける権利、社会保障を受ける権利、婚姻の自由・自由意思による出産の権利、その他法律が保障する権利および自由の享受、「市民的小および政治的権利に関する国際規約」などの履行・法律に基づく基本権の制限と既述の国際規約に抵触する制限の禁止、香港住民以外の者の基本権保障および香港住民ならびに香港に居住する住民以外の者の法律の遵守義務である²⁴⁾。さらに「天安門事件」(1989年6月4日)を契機として、1991年6月には立法評議会が「香港人権条例(Hong Kong Bill of Rights Ordinance)」を別途に採択している。これらの諸規定からも分かるように、1984年の中英共同宣言締結以来、基本法の制定や人権条例の制定は勿論のこと、あらゆる面で最大の関心と懸念が持たれたのが、返還後における香港住民の権利保障確保に関してであった。個人に価値をおいた権利保障は、香港とその旧宗主国英国の価値基準であるのみならず、今日では普遍的価値(universal values)を有するも

24) 香港基本法では、報道の自由、通信の自由および通信の秘密等が保障されている。とくにプライバシー保護については、世界人権宣言、基本的自由に関するヨーロッパ協定(8条)、市民的小および政治的権利に関する国際規約(17条)などの国際規約が香港に適用され、また中英共同宣言の諸条件にしたがって、97年以降50年間は引き続き継続されると考えられている。基本法は、信仰の自由についても保障している(32条2項)。ただし中国政府は、中国国内のクリスチャンに対する迫害、チベット・ラサにおける仏教徒への宗教弾圧と介入(グライ・ラマ14世の国外亡命とパンチェン・ラマ11世に対する中国の公認)を行ってきている。たとえ中国が憲法で宗教の自由を保障しようとも(36条)、マルクス・レーニンに基づく唯物主義的共産主義からの宗教否定、つまり社会主義的政治体制に起因する矛盾、国家建設の思想的理念的方向性から出てくる矛盾などから、中国政府が信仰の事柄については消極的もしくは否定的であることは明らかである。「中国の信教の自由は次のような性質を帯びていることがわかる。第一に、宗教の価値を積極的に認めて、あるいは価値中立的に信教の自由を承認したのでなく、客観的必要にもとづく消極的承認である。第二に、宗教は必然的に生成、発展、消滅の過程を歩み、信教の自由は理論的には将来、宗教の自然消滅のときまで存続するとされる。第三に、信教の自由を保障することによって、宗教信仰者との軋轢を避け、彼等と団結してその積極性を引き出し、共同して社会主義強国を建設するという『政策性』が存在する。要するに、中国の信教の自由は、自己と客観を主体的に享有、創造する人間の永久の権利として認識されていないのである。信教の自由はあくまでも最終段階までの特定の過渡期の時期(これが長期であろうとも)において政策的に認められているものである」と説明されるが、正鵠を射たものと考ええる。土屋英雄「中国における信教の自由」『法学セミナー』444号・56-59頁参照。

のとして一般には理解されている。

ところで、許方中は香港住民の権利について、英国と中国との文化的・伝統的相違から生じる価値観の根本的不一致を前提に、次のように論じる。「コモンロー文化の特質（つまり法的権利の主張、紛争解決のための裁判所への出訴、司法制度への協力、訴訟における個人の対応、その他の法的権利・他者の権利を保護する意思）中で、香港の中国住民の価値観に適合する程度が、他者の個人的かつ法的権利を香港住民が容認するかどうか、つまりコモンローが見いだされる原則の有無から調査されなければならない。このような価値が見いだされ得ないならば、コモンローの精神は、香港の中国住民には殆ど浸透していない。他にも調査すべき重要なものとは、香港での裁判に対する中国住民の対応である」²⁵⁾と。許の調査をまつまでもなく、例えば中国の憲法学者の権利および自由に関する認識は、極めて限定的なものということができる。権利概念を説く中国学者の学説は、可能性説、合法性説、主観・客観両面から権利を理解する説、法規範・権利主体・権利三者の相互関係から権利価値を探る説、社会経済関係の角度よりする権利説、およびあるべき権利と現実にある権利の区別説など実にさまざまである²⁶⁾。王徳祥は中国の基本権保障制度の4つの特徴を指摘する。つまり①マルクス主義の権利論を方針とすること（aブルジョアジーの人権は、生産手段の私有制の上に生まれた虚偽の人権であり、特権である。b人権は権利のもっとも一般的形式である。cプロレタリアートの政権獲得後、法律で権利の実現を保障しなければならない）、②権利の保障は中国憲政制度の重要な目標であること、③中国における権利の憲法保障制度は、ブルジョワ制度と比較にならない長所を有すること（a保障制度が生産手段たる私有制の消滅の上に立てられたこと、b保障制度は権利と義務の不可分の原則を反映すること、c保障制度は公民の享有する権利を重視すること）、④中国における権利の憲法保障は、顕著な社会実践的な効率をもたらしたこと²⁷⁾、である。王徳祥の説明で注意する点は、中国における基本権理論の前提には未だマルクス主義理論が存在することである。李林他もマルクス主義に基づく権利観として、経済観、歴史観、階級観、国家観、発展観、権利と義務の統一観および人の解放観をあげてはいるが、結論的にいうならば、中国式基本権理論の正当化と、いわゆる近代自然法思想に基礎をおく人権思想への批判・否定に尽きるものである²⁸⁾。「国家権力と公民の権利の結合は人類の文明の象徴であり、両者の運用の過程にはさまざまな歴史的、文化的伝統の要素が存在している。現代の民主政治の条件の下では、国家権力と公民の権利それぞれが民主政治の精神に合致するような合理的な限界を有している。国家権力行使の目的は、

25) 許方中『前掲書』53頁参照。

26) 胡錦光・韓大元『前掲書』181-186頁。嚴存生「人権主体論」鈴木敬夫編訳『中国の人権論と相対主義』所収・成文堂・36頁以下参照。

27) 王徳祥「わが国人権の憲法的保障について」『立命館法学』222号・267-270頁参照。

28) 李林他「マルクス主義を指針として人権理論の研究を深めよう—人権理論研究討論会総括」アジア法研究センター編・前掲雑誌・256-266頁参照。

人民の権利を保障することによって人民の権力の実現を保障し、それによって国家権力と人民の利益との高度な統一を保持することにある」²⁹⁾という説明からも理解できるように、中国の権利論の大前提には国家の存在がある。つまり第一義的に国家の生存権が主張される。少なくとも、英国などの個人主義的価値基準で論じられる人権概念と本質的な相違があるといわざるを得ない。

(3) 法の支配 (Rule of Law)

法の支配とは、政治権力者といえども法に支配され、専断的に行動することが許されない原理である。これは人の支配 (rule of man) に対する考え方であり³⁰⁾、とくにこの原理においては、何が法であるかという最終的な決定権は、政治権力から独立した裁判所にあると考えられている。つまり法の支配という思想の中には「当然に『司法権の優位 (judicial supremacy)』」の思想が含まれている。権力者に対して、権力から独立した裁判所を通して、個人を護るとするのが、『法の支配』の思想の核心³¹⁾と指摘されるわけである。換言すれば、法の支配という思想の中には司法の独立が含まれており、他方、司法の独立が維持されることにより法の支配が実現される、という相互関係に有ることが指摘できる。スミスは、「法の支配を求める法制度がなければ、個人の自由は保障され得ない。公務員が法に拘束されず、痛めつけられた住民への十分な救済が行われず、他者の利益を侵害した者が行為の正当性を示す責任を負わず、独立した裁判所が公平な立場に立って紛争に対する判決を下せないとするならば、また政府が国家を守るために脱法行為が許されるとするならば、その場合には住民の自由はその権力のなすがままであろう。権力は常に濫用されやすく、ために悪を正すための救済が設けられていることをコモンローは仮定している。公平な体制こそが権力を制限することに役立つ、したがって法の優位性こそが制度の礎石になると自由民主的政治理論は断言する」³²⁾と。またスミスは、法の支配は憲法の一部として住民意識の中に確立されていて、返還後の香港においても堅持されると指摘しつつ、「実際に法の支配原則は、香港権利章典および基本法中に強化されている。法の支配理論は、制度の機能や改善に明確な基準を提供し、しかも立法の透明性、自由な行動をとることのできる機関の限界、裁判所への手続保障およ

29) 胡錦光・韓大元『前掲書』187-189頁参照。中国以外の憲法学者の中国の権利概念に関する主たる意見は、未だ不十分なものであり、それが国際的水準にまで到達するには多くの問題点が横たわっている、というものである。他方、中国の憲法学者は逆にこれをより積極的に認め、その正当性を主張する。例えば、①中国での権利は固有的・絶対的・普遍的なものよりも歴史的・相対的・具体的なものであること、②少数・個人の権利よりも多数・集団の権利の方が重視されること、③市民的・政治的権利よりも経済的・社会的権利の方が先決とされること、④権利よりも国家主権の方が上位であること、⑤中国における権利保障が欧米諸国のそれよりも優越していること、である。

30) I.N.Stevens, CONSTITUTIONAL AND ADMINISTRATIVE LAW, THE M & E HANDBOOK SERIES, 1995, pp.17-20.

31) John Alder, CONSTITUTIONAL & ADMINISTRATIVE LAW, MACMILLAN, 1989, pp.50-51.

32) Peter Wesley Smith, Protecting Human Rights in Hong Kong, Raymond Wacks ed, HUMAN RIGHTS IN HONG KONG, Oxford Univ.Press, 1992, p.30.

び個人の権利保障を促進している。これらの事項は、人間が努力すべき大いに価値のある目標である」³³⁾と主張している。

これに対して、許方中は次のように説明する。「伝統的な中国においては、特定のグループが法の下で特権を享受した如く、法の下での平等はなかった。今日の香港において、法の前での平等を旨く機能させることに対する1つの障害とは、等しい正義を獲得する上での経済的要因 (economic factor) であろう。このような障害が人々の心に残っていると、人々は法の前に平等であることを信じているとはいえない。この場合には、人々は法の支配が自分たちのために機能するいかなる信頼も有しないだろう。」「香港の中国住民による法の支配および法権威の受容をはかる価値的側面とは、①法律なくして犯罪なし (Nullum crime sine lege)、②警察による裁量権の行使 (Exercise of arbitrary power by the police)、③裁判の前の等しい機会 (Equal opportunity before the court)、である。香港の法の支配の効果のある機能と持続とは、中国が香港に対する主権を回復する前後で、中国住民が権利のためにじたばたする程度のことである」³⁴⁾と。また林も法の支配の問題点を具体的に指摘する。つまり、①法とは保守的で現状維持 (status quo) のものであり、したがって、植民地香港や人種差別の南アフリカや資本主義社会の英国のような国は、社会福祉制度の包括的な導入に優先して経済的に不平等な社会の既得権を保護する。②法は政府の権力手段であり、政治目的を達成する抑圧的方法で使用され得る。ナチス・ドイツ、共産主義諸国、南アフリカ、もしくは植民地諸国がその反民主主義の例である。③法は社会の経済発展の障害物となり得る。例えば、弁護士に関わりなくしてビジネス社会が円滑には運営されないし、その弁護士の費用は高すぎる。法および手続をチェックするのに相当の時間が必要とされ、幾つかの判例法領域は不確定、矛盾かついまだに成文化されていない。④法はもはや中立的なものとは見なされない。「権利」の性質では法は不明確であり、論理的にも演繹的ではなく、「循環性」である。⑤社会の性質や人民の価値の結果として、悪法が存在する。⑥現実には、多くの社会においては、法は唯一強力な警察力や軍隊を背景にすることにより、政府がこれを運用する。⑦法の支配の考え方は一方で評価できるが、他方では現代における善的意義や良き結果を必ずしも有しているとは限らない³⁵⁾。法の支配についての林の説明を見る限り、法もしくは法の支配に対する認識の根本的相違といわざるを得ない。法の支配に対するかかる認識や理解では、社会における法および法の効力等が次第に低下していくものと考えられる。

33) Peter Wesley Smith, CONSTITUTIONAL AND ADMINISTRATIVE LAW IN HONG KONG, Longman Asia Limited, 1995, p.19.

34) 許方中『前掲書』54頁参照。

35) DW Ling, Confucianism and English Common Law: A Hong Kong Lawyer's Observations, Journal of Chinese and Comparative Law, Vol.1, No.1, 1995, pp.83-84.

(4) 司法の独立 (Judicial Independence)

香港基本法2条および19条1項では「香港特別行政区は、終審権を含む独立した司法権を付与される」とし、また85条でも「香港特別行政区法院は、独立して司法権を行使し、いかなる干渉をも受けない。司法人員は、その司法上の職務履行において、法律上の訴追を受けない」と規定している。裁判を行う場合、裁判官は自己の良心に従うとともに、憲法と法律にのみ拘束され、立法府や行政府は勿論のこと、さらには上級裁判所からの拘束をも受けないことを「司法の独立」という。もともと「香港が特別行政区として旨く生き残るため欠くことのできないものは、中国住民が信頼を置き得る高潔さを持った、しかも完全に独立した司法権を保持することである。にもかかわらず、中国住民が独立した司法に無関心であるならば、香港が特別行政区になるとき、香港におけるコモンロー司法制度維持にとって、これは良い徴候とは言えない」³⁶⁾といわれてきた。基本法中の司法制度を考える限り、そこに存在するものは全てコモンロー精神に基づくものである。香港の中国住民にとり、自己の権利・自由・生命および財産等を保障するいわば最後の拠り所がこの原則であるといっても決して過言ではないのである。

ところが許は、次のように中国における司法の独立の意味を説明する。「司法の独立については、資本主義者と封建的支配者との権力闘争の成果として、そして労働者階級がより効果的に服従させられるべく、利益配分を調整する資本主義の機構として、見なしている。中華人民共和国憲法126条で司法の独立を規定しようとも、同128条では最高人民法院が、全人代および同常務委員会に対し責任を負うことを要求している。司法府ではない常務委員会が、香港基本法を含めて中国の憲法および法律を解釈する憲法上の権限を有している。全人大は、常務委員会の決定を変更もしくは無効にすることができる。それ故に、最高人民法院に付与された最終的な裁判権とは、限定され得る。中国の社会主義法制度が香港のコモンロー司法制度に対し優位する場合、直ちに法の対立問題 (the issue of conflict of laws) が生じる」³⁷⁾と。中国における「司法の独立」の理解とは、許の説明に尽きるものである。では、香港の中国住民の法に対する認識格差が何を原因に生じ、またかかる認識格差を是正する方向として何が将来的に模索されているかを見ることにする。

36) 許方中『前掲書』55頁参照。Roda Mushkat, Foreign, External, and Defense Affairs, Peter Wesley-Smith and Albert HY Chen ed., The Basic Law and Hong Kong's Future, 1988, pp.260-261.

37) 許方中『前掲書』118-119頁参照。

3 香港の中国住民の法に対する認識

(1) 認識格差の原因と現状

香港の中国住民の法に対する認識格差について、林は次のように説明する。「英国コモンローの伝統とは、現代の社会秩序の手段としての完全でしかも理想的な法制度でなく、また英国人にとってさえもなかった。それゆえに、アジアの急速に発展した現代社会では、香港住民にとりどの程度それはぴったり合うことができるのか。東アジアの殆どの国々がコモンローを採用してこなかったことは、注目に値することである。要するに、英国コモンローの伝統と香港の中国人の間には極めて重大な格差（もしくは緊張）がある。その格差は、香港の深い政治的・社会的・経済的諸問題を引き起こし得る」³⁸⁾と。そして、この格差の存在を証明することよりも、むしろ香港住民の有する常識 (common sense) が問われているのであり、香港の学者の中ではこの研究が進んでいるという。そこで示される具体的な認識格差の原因とは、①コモンローという外国の法源をもつ場合、これと中国社会との間の相当の緊張は逃れられないこと。その緊張の大きさは、時間とともに変化すること。②香港の法制度は、政治的な移行のまっただ中にあり、不変更であるということが有りそうもないこと。③移植された法律の権威や西洋の教育を受けた法専門家のみならず主として基づく場合には、コモンローの運命は事実悲観的なものになると予測されること。より広いものに法の基礎をおくと、制度にとっては差し迫った混乱もしくは不確実な変化をもたらすこと。④香港住民の大部分に、法的事項、とくに法における変更もしくは社会状況に十分に合わない法についての理解がないこと、⑤香港の法や法体系を理解するのが難しいと77.4%の人々が報告していること、⑥香港の裁判は不公平であると73.4%の人々が感じていること、⑦香港の将来に対する1982年の中英交渉以前には、英国が香港に持ち込んだコモンローを最高の遺産とは誰も見なしていなかったこと、⑧1971年までには、民事事件数で人口1000人中、豪州 (5.3)、英国 (3.6)、日本 (1.2)、韓国 (0.2) に対して、香港は既に5.7件であったこと³⁹⁾、等を指摘している。

そして、次に考えられることは、コモンローと中国住民との重大な認識格差をどのようにして縮小するかということである。林は、そのために現在の香港法体系に見られる7つの疑問点を指摘している。紙幅の都合上その要点のみ掲げると、①コモンローに内在する敵対的性格 (adversarial tradition) は香港での紛争解決手段としてベストなものか、②外国の司法組織で香港の証人の証言をどの程度審査できるのか、③事務・法廷弁護士という法専門職は、

38) DW Ling, *ibid.*, p.85.

39) DW Ling, *ibid.*, pp.85-86.

香港住民にとりプラスか、④急速に社会変化する香港にとり、先例拘束の原則(Stare Decisis)で対応できるのか、⑤香港には適正な裁判手続があるのか、⑥英語で書かれた多くの法律を香港の中国人はどれほど理解しているのか、⑦重大な刑事手続または複雑な商事事件で、多くの陪審員は進行中の過程をどれほど理解し、また裁判所が認める証拠の審査方法を知っているか⁴⁰⁾、などである。これらの問題に対する解決策として、林は根本的な変革を主張する。つまり香港がとるべき必要な変革とは、英国コモン・ローの構造および伝統に由来する諸問題に対し大胆な意識改革が必要であるというのである。

(2) 求められる新たな価値基準

そこで、認識格差を是正もしくは新たな価値基準として、まず儒教思想(Confucianism)が取り上げられる。林は、「儒教思想とは、人間の精神力ではなく、人間自身の道徳心(moral efforts)に依存するものとして、人間の宿命を提起する。それ故に、その思考は人道主義(humanism)を促進する。精神力よりむしろ人間の徳がその者自身の運命を進展させると儒教は説く。儒教の人道主義を研究すると、その最も重要な概念は仁(ren・humanity)である。これが憐れみ(compassion)および善行(benevolence)からなる徳である。儒者それ自身が認める最高の思考とは天人合一(Oneness between Heaven and Man)であり、おそらく儒教を理解するうえで最も重要な方法論的理論であろう。それ故に、中国人は全体として物事を見るのが好きであり、区分を好まない。つまり、中国人は全体的思考のほうを好む⁴¹⁾と説明する。キリスト教精神が西洋文明の発展で中心的な役割を果たしてきたように、儒教は中国文明において同じ役割を演じているとも主張する。両者の相違は根本的かつ相当なものであり、或る学者をして「西洋は原罪の文化(sin culture)であり、東洋は面子の文化(face culture)」であるともいう。なお、儒教は祖先崇拜(ancestor worship)や孝行(filial piety)というような事柄を通じて人間による道徳的価値や徳のある行動保持を強調する。また儒教は人間関係での尊重や偽りのない関係および自己習得(internalization)に重要性を置き、人間関係は権利よりも義務(obligation)に基礎が置かれるべきと主張する。そして日本の社会のように、相対的に高い社会的調和(social harmony)は相互に義務を負うという儒教的感覚に起因し、これに対して英米法系の社会は、個々人の過度の権利意識の故に、高い犯罪率やまた高い訴訟傾向にあるとすら主張するのである⁴²⁾。

次の価値基準としては、新儒教思想(Neo-Confucianism)が指摘される⁴³⁾。この思想には、

40) DW Ling, *ibid*, pp.86-88.

41) DW Ling, *ibid*, pp.76-77.

42) DW Ling, *ibid*, pp.77-78. 現代日本における儒教については、加地伸行『家族の思想—儒教的死生観の果実』P H P 新書・1998年参照。

43) DW Ling, *ibid*, pp.79-81.

大きく分けて儒教思想そのものと、仏教思想 (Buddhism) および道教思想 (Taoism) という3つの思想の流れがあると考えられる。新儒教思想とは、紀元前500年から紀元後11世紀の宋までの中国儒教社会に取り込まれた2つの非常に重要な思想の結果として、徐々に形成されてきたものといわれる。とくにその2つの思想とは、仏教思想と道教思想である。仏教思想に内在するものについて、次のように説明される。「仏教の反血縁主義は、狭隘な血縁関係に縛り付けられている人間を、その血縁的な繫縛からとりはなして、人間に等しく『悟り』を開かせようという、普遍主義的な個人原理の獲得を目指すものであったとあってよい。もしそうであるならば、ここに仏教のもつ、『世界性』があるといってよい。仏教のこの個人の解放という世界性は、史上あらわれる血縁主義の家父長制的世界を打ち破る歴史の上の新しいひとつの段階を意味しているのである。(中略) 仏教が平等な個人の追求を、宗教・観念の世界で求めたことは、古代という枠内ではあれ、仏教の『世界性』を示すものといってよい」⁴⁴⁾と。また道教思想に内在するものとしては、次のように説かれる。「道教は『老子道德教』中の『常を知れば容、容なれば乃ち公』という法則を実践した。すなわち、寛容と謙虚と虚心坦懐を主張し、自矜、自足、自大、自伐、傲慢、自己満足に反対し、文化面において自分とは異なった立場のものでも受け入れて自分のものにする態度を集中して体现し、海が百川を受け入れるように百家を融合して受容した。このように道教はこの上もない大きな包容性を具え、儒家のような自己を正統と見なし、その他は異端邪説とする排他性は持たない」と。また「道教の倫理道德思想の内容は豊富多彩であるが、概して言えば、人に善行をさせ悪行をさせないようにし、個人の積善立德を強調することを出るものではない。このような思想は明らかに社会に有益である」⁴⁵⁾ともいわれる。中国人の信じるという傾向は、儒教によるものではなく、主として仏教や道教に起因するといわれ、中国人が一生懸命働いてその人生を終えるとき、その者の心の中には儒教思想が作用し、また諸問題に遭遇する度に、ストイシズムでもってこれに向かっていくときには道教思想が作用しているともいわれる。西洋よりも東洋、なかでも儒教諸国のほうが精神障害の事例がはるかに少ない理由として、この二元的な考え方が指摘される。「中国人の大多数は、儒教、道教、仏教の三つの大きな伝統の間に何らの矛盾も不調和も感じていないし、ほとんどの人々はこれら三つのすべてからその発想や慣習を受け入れている。一般的には、忠義、礼、孝といった徳を重んじる儒教の価値観が公的生活や家庭内・社会内倫理に枠組みを与えている」⁴⁶⁾とも説明される所以である。かくして世界観、寛容性、包容性、謙虚性、倫理道德性、等のさまざまな性格が儒・仏・道の

44) 守本順一郎『アジア宗教への序章—神道・儒教・仏教』未来社・1980年・94-98頁参照。

45) 脚希泰「中国人と道教」中村璋八編『林原フォーラム97・中国人と道教』所収・汲古書院・1998年・11頁以下、下出積興『道教—その行動と思想』評論社・1971年、鈴木敬夫編訳『前掲書』237-249頁各参照。

46) ジョン・R・ヒネルズ編、佐藤正英監訳『台湾・香港の宗教』『世界宗教事典』所収・青土社・1991年・296頁、保坂他『人間の文化と宗教』北樹出版・1994年各参照。

三教に内包されていることは理解できる。ただし問題はこれらの価値観を主張することにより、普遍性を有するまでに確立された従来の価値観を排斥し、また乗り越えられるか、ということである。この点について、儒・仏・道の三教に内包されている価値内容は、もちろん十分評価されるべきものとするが、ただし社会科学分野でのこの方面へのアプローチは現在までのところ殆ど行われて来ていないこと、政治・経済などの分野が主として西欧的価値基準で確立されていることなどを勘案した場合、将来的に相当な時間を要するものと思われる。

4 アジアの歴史・伝統・文化に対する再認識と課題

アジア的人権論や民主化論が主張されて久しい。その芽生えは1960年代であり、70年代後半から80年代に掛けては国際的な地域セミナー等がアジアでも開催された。やがてアジア人権委員会などの組織化に伴い、次第に人権および民主化の具体的な要求が出されてくるが、とくにその象徴的な行動としては1989年の「天安門事件」であり、民主化という意味からするならば、また旧ソ連邦の崩壊やドイツの統合もその延長線上にあったと思われる。そしてこれらの人権論や民主化論の展開とともに、アジア的価値観や文化相対主義的な考え方（ある意味では見直し論）が主張され、おりしもアジアの経済発展と連動しながら対西欧的価値観や人権観とは別の新たな概念を創設すべく論じられ主張されてきたということが出来る⁴⁷⁾。もちろん、これらのアジア的価値観や文化相対主義的な考え方に格別の期待を抱く人々と、他方、特殊な国家が国際社会による自国への批判をかかわすために自己の正当化に利用するという観点から、これに対して極めて懐疑的かつ否定的に考える人々が存在するのも事実である⁴⁸⁾。その意味でこれらに対する評価が未だ定まっていないというべきであろうが、かかる状況下において香港の中国への返還準備が進められ、1997年7月1日、世界中が見守る中でこれが実現されたのである。返還後2年が経過し、マカオの返還（1999年12月20日予定）や台湾問題が次に控えている。

ところが、その返還後の香港では、既述したような法的問題が日々生じているのである。「一国両制」の原則の基に、政治制度や経済制度は50年間不変であると基本法に示されているにもかかわらず、現実にはその通りになっているとは言い難い。まさに複数の法の混在であり、また香港住民の法に対する認識格差の現れでもある。時間の経過とともに西欧的価値

47) アジア的人権概念の本質については、「近代個人主義を超える集団主義にある」とされ、「身分関係から解放された個人と国家との対立といった図式ではなく、個人と社会中間組織ないし国家との連続性・統一性を強調するもの」といわれる。李衛東「中国的秩序における個人の位相」青木保・佐伯啓思編著『アジアの価値とは何か』所収・TBSブリタニカ・1998年・145頁以下、岩崎育夫編『アジアと民主主義』アジア経済研究所・1997年、渡邊昭夫編『アジアの人権』日本国際問題研究所・1997年、各参照。

48) 阿部浩己「アジアの人権—地域人権機構への道」『国際問題』449号・1997年・14-16頁参照。

観との相違が、ますます明確になっていくものと考え。つまり香港の中国人の精神構造には、新儒教思想という混合された思想が絶えず吹き込まれていて、しかもそれはメディア等を通じての外国文化の影響とともに、香港の政治・法律・文化・慣習・価値観・宗教および伝統にも混ぜ合わされているのである。しかも新儒教思想とは、数世紀にわたり発展しつつ、しかも香港のみならず主たるアジアの幾つかの社会の倫理・道徳的な基盤を形成してきていることもまた事実である⁴⁹⁾。

従って、今後の香港では、多分にこの新儒教思想を基盤としたアジア的価値観や文化相対主義的な考え方が強調される傾向にあるのは充分予測され得るが、ただし返還以前の諸制度や西欧的価値観がすべて駆逐され、否定されてしまうのかと問うならば、その答は现阶段では消極的なものと言わざるを得ない。例えば、使用されている権利および義務という用語ですらも、もともと西洋キリスト教文化の中で育まれてきたものだからである。この概念を大きく取り込み、そしてそれにアジアの伝統的な価値観が付加され、なおかつ別の用語でこれらが表示され、住民に定着してこそ初めて主張できるものと思われる。また抽象的表現ではあるが、何ものをも排斥せず、すべて共生・共存 (coexistence) する精神こそアジア的価値観や文化相対主義的な考え方の本質とも思われる⁵⁰⁾。その意味で、林のいう認識格差の存在も、また将来に求めるべき方向性も十分に理解はできるものの、いまだ論理的説明や研究が十分になされているとは言い難いのである。この問題については、むしろ香港の現実の姿を今後とも追求することにより、ひょっとするとその解答が得られるかもしれないが、香港自身にせよその他のアジア諸国にせよ、ただ21世紀における中国の在り方に大きく左右されることだけは間違いのないことと思われる。

49) DW Ling, *ibid*, p.79.

50) 拙稿、One Country, Two Systems' and Protection of Human Rights in Hong Kong, Editors-in-Chief, Priscilla MF Leung and Zhu Guobin, *THE BASIC LAW OF THE HKSAR: FROM THEORY TO PRACTICE*, Butterworths Asia, 1998, pp.275-284.